十九の五　第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造

二十　［略］

二十一　第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備

二十二　［略］

二十三　第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃薬焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示

二十四・二十五　［略］

二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七　第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置

二十八　第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造

二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

十九の五　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となつていることを、目視等又は図面により検査する。

二十　［略］

二十一　移動式製造設備に設けられた照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、目視等又は図面により検査する。

二十二　［略］

二十三　移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項を、目視等により検査する。

二十四・二十五　［略］

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視等により検査する。

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視等及び記録により検査する。

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造となっていることを目視等及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置を、目視等及び記録により検査する。

十九の五　第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造

二十　［略］

二十一　第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備

二十二　［略］

二十三　第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃薬焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示

二十四・二十五　［略］

二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七　第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置

二十八　第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造

二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

十九の五　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。

二十　［略］

二十一　移動式製造設備に設けられた照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、目視又は図面により検査する。

二十二　［略］

二十三　移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項を、目視により検査する。

二十四・二十五　［略］

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視及び記録により検査する。

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造となつていることを目視及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置を、目視及び記録により検査する。